

生活環境普及・広報用車両運行管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は生活環境普及・広報用車両（以下車両という）の効率的運行及び適正な管理を行うことを目的とする。

(管理者)

第2条 車両の管理者は当該生活環境事業所の所長が行う。

(運転者)

第3条 運転はあらかじめ管理者が指名した生活環境推進担当の業務を行う職員が行う。

(使用範囲)

第4条 車両の使用範囲は原則として生活環境推進担当の業務に限るものとする。

(安全運転)

第5条 車両を使用する運転者及び同乗者は常に安全運転を励行し、車両の保全に努めなければならない。

(車両の維持管理)

第6条 車両の維持管理はあらかじめ指名された職員が行うものとする。

(運転日報)

第7条 運転者は運転終了後、運転日報に所定の事項を記録し管理者に報告する。

(事故等の扱い)

第8条 運転中の損傷、交通事故は環境局の廃棄物関係車両の事故等の取扱いに準ずる。

附 則

この要綱は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。